

第50回衆議院議員総選挙臨時啓発事業計画

第1 趣 旨

明るい選挙を実現するためには、有権者一人ひとりがこの選挙の重要性を十分に自覚し、選挙の正しいルールを守り、進んで投票に参加することが大切である。

このため、今回の選挙においては、有権者が自らの意思を表明する大切な機会であるとの認識のもと、「明るい選挙の推進」と「投票総参加」の呼びかけを重点とした各種の啓発事業を行うものとする。

また、期日前投票をはじめとした各種制度の内容等についても、周知徹底を図るものとする。

さらに、各種選挙における投票率の低下、特に若年層の低下が指摘されていることを踏まえて、啓発事業を行うものとする。

第2 キャッチコピー（統一標語）

「選挙に行こう 届けよう想い」

第3 重点事項

1 明るい選挙の推進

有権者に対し、国政における衆議院の役割についての認識を深め、候補者や政党等の主義・主張を十分見極め、選挙の正しいルールを守って、自ら進んで投票をするよう呼びかけるとともに、候補者や政党等に対しても、選挙のルールを守り、政策や主義・主張を正しく有権者に訴えるよう呼びかけ、明るい選挙を推進する。

2 投票総参加の推進

今回の選挙は、国民が政治に参加する最も重要な機会であり、投票に参加することが主権者たる国民の権利であるとともに責務であることを呼びかけ、投票への総参加を推進する。

3 投票制度の周知

期日前投票制度及び郵便等投票制度など投票環境の向上のために創設された制度について引き続き周知するとともに、国外における不在者投票や在外投票制度についても周知を行う。

また、連座制、政治活動に関する寄附の制限等公職選挙法や政治資金規正法による規制についても、候補者、政党及び有権者等に周知徹底を図り、きれいな選挙を推進する。

さらに、同時に最高裁判所裁判官国民審査も行われることから、投票の順序、投票用紙の色等、在外投票制度を含めた投票の方法についての周知を十分に行い、無効投票の防止を図る。

4 若年層を対象とした啓発

若者を中心とした有権者の政治離れ・選挙離れが憂慮されていることを踏まえ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）をはじめとした情報発信ツールの活用範囲の拡充を検討する等、若年層への啓発に重点を置いた啓発事業を実施する。

5 子育て世代に対する啓発

親子連れ投票が子どもの将来の投票につながることや家庭教育の重要性に着目し、親子連れ投票等子育て世代に対する啓発事業を実施する。

第4 運動の進め方

- 1 県及び市町の選挙管理委員会は、明るい選挙推進協議会と相互に密接な連携を保ちつつ、各報道機関や社会教育機関等の協力のもと全県的な啓発活動を展開するとともに、国や（公財）明るい選挙推進協会が行う事業とも連携を図るものとする。
- 2 県及び市町選挙管理委員会は、各報道機関に対して、啓発事業の実施状況や有権者への周知事項等に関する資料及び情報を積極的に提供し、この運動に対する県民の理解が深まるように努める。

第5 運動の内容

1 県が行う事業

(1) 啓発イベント

県民一人ひとりが選挙の意義を十分に自覚し、選挙の正しいルールを守って自ら進んで投票に参加するよう、県選挙管理委員会及び県明るい選挙推進協議会等が共催して、人が多く集う場所において啓発イベントを実施する。

(2) 特設サイトやSNSなどインターネットによる啓発

特設サイトを開設して、投票日・投票時間・選挙権年齢の引下げ・期日前投票制度のしくみ等の周知を行うとともに、投票総参加の呼びかけを行う。

併せて、SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）を通じて、投票日の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加を呼びかける。

(3) 新聞による啓発

新聞により投票日等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加を呼びかける。

新 聞	朝日新聞、産経新聞、四国新聞、毎日新聞、読売新聞
-----	--------------------------

(4) ポスター・チラシによる啓発

投票日の周知や明るい選挙の推進、投票総参加の呼びかけのためのポスター及びチラシを作製する。

ポスターについては、集客力のある大型小売店舗等に掲出するとともに、市町及び県の出先機関等に配布・掲出する。

また、チラシのうち、一般配布用チラシについては、市町の協力を得て県内全戸に配布できるよう配慮する。

種 別	作製枚数（予定）	掲示期間等（予定）
一般掲示用ポスター	1,400枚	選挙期間中
一般配布用チラシ	450,000枚	県内全戸配布

(5) 立看板・懸垂（横断）幕による啓発

投票日やキャッチコピー（統一標語）を表示した立看板・懸垂（横断）幕を設置し、投票日の周知と投票総参加の呼びかけを行う。

種 別	設置数（予定）	設置場所（予定）	設置期間（予定）
立看板	3基	県庁舎前・瓦町駅前広場	選挙期間中
懸垂（横断）幕	46流	市町庁舎・県広報船	

(6) 広報車・広報船による啓発

広報車・広報船により、投票日の周知と投票総参加の呼びかけを行う。

種 別	台数（予定）	期間（予定）
広報車	4台	投票日までの7日間
広報船	1隻	投票日までの3日間

(7) ホームページバナーによる啓発

ホームページ広告用にバナーを作製し、県・市町ホームページ等に掲載して、香川県選挙管理委員会の衆議院議員総選挙特設ホームページへのリンクを設定することにより、明るい選挙の推進と投票総参加の呼びかけを行う。

(8) 公用車へのボディパネルの貼付による啓発

県・市町の使用する公用車に投票日が記載されたボディパネルを貼付することにより、投票日の周知を行う。

対 象	作 製 枚 数 （ 予 定 ）
県・市町公用車	170枚

(9) 店内放送・レシートによる啓発

県内の百貨店・大型小売店舗・商店街に依頼し、店内放送やレシート広告により投票日の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加の呼びかけを行う。

(10) 県の広報媒体による啓発

県の広報媒体を活用し、投票日の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加の呼びかけを行う。

(11) 若年層を対象とした啓発事業

選挙権年齢の引下げに関し、若年層への啓発に重点を置いた啓発事業を実施する。

(12) 子育て世代に対する啓発

親子連れ投票チラシ配布など子育て世代啓発事業を実施する。

(13) その他

市町（選挙管理委員会、教育委員会等）などの協力を得て、各種啓発を行う。

2 市町が行う事業

(1) 広報車・広報船による啓発

広報車・広報船により投票日の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加を呼びかける。

(2) 広報誌等による啓発

市町の広報誌等を積極的に活用して、投票日・投票時間・期日前投票制度等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加の呼びかけを行う。

(3) 立看板・懸垂幕等による啓発

キャッチコピー（統一標語）を活用した立看板・懸垂幕等を設置し、投票日を周知するとともに、投票総参加の呼びかけを行う。

(4) 防災行政無線等による啓発

放送の内容については、選挙の意義・投票日・投票時間・期日前投票制度等についての周知や明るい選挙の推進、投票総参加の呼びかけとする。

また、放送に際しては、効果的な時期を選定するよう配慮する。

(5) 啓発チラシの配布による啓発

選挙期間中において、投票日・投票時間・選挙権年齢の引下げ・期日前投票制度等の周知や明るい選挙の推進、投票総参加の呼びかけを行うために、啓発チラシ（一般配布用チラシ）について、各市町の実情に即した方法で、全戸に配布できるよう配慮する。